

日本酒のはじまりから現在まで

2018年4月20日
 (株)福光屋 正司 和利

1、日本酒の造り方の変遷

時期、年代	文献	内容
3	魏志倭人伝	飲酒の初めての記録。
8	大隈国風土記	口かみでお酒を造った記述。
8	播磨国風土記	「清酒（すみさけ）」の記事 清酒の初見。 かびでお酒を造った記述。
8	古事記、日本書紀	スサノオノミコトがヤシオリノサケでヤマタノオロチ退治。
10	延喜式	「酒造司」が酒造りを担当。10種類以上の酒造りの製法。 醸しては濾して濃醇な酒に仕上げてゆく…シオリ方式
12～14 鎌倉時代	金剛寺文書	寺院で酒造りが行われていたとの記事。1233年 「沽酒の禁」（酒の売買の禁止）。1252年 京都、大和で麴座発生。 製法の記録は発見されていない。
14～16 室町時代	看聞御記	河内・天野酒の初見。1432年 ノコギリとカンナの渡来により大桶（10石）での仕込と、 鉄の加工技術により釜の普及。
	御酒之日記	酒母造りの独立と仕込の二段掛け 十分に酵母を育成してから、その中に麴と蒸米と水を投入して仕込む…トウ方式
	多聞院日記	仕込の三段掛け。 酒の火入れ殺菌（1865年、パスツールがワインの保存方法をして考案。低温殺菌法（パストリゼーション）の初見。 1569年 「諸白」による仕込の所見。1578年
1687年	童蒙酒造記	生もとの誕生。
1784年		灘において、水車精米盛んになる。
18世紀	日本山海名産図会	季節に応じて新酒（しんしゅ）・間酒（あいしゅ）・寒前酒（かんまえざけ）・寒酒（かんしゅ）・春酒（はるざけ）などの酒造りが行われる。
1909年		嘉儀金一郎ら、山廃もとを開発。
1910年		江田鎌治郎、速醸もとを考案。
1942年 昭和17年		清酒原料として、アルコールの使用を認める
1949年 昭和24年		アルコールのほか、ぶどう糖、水あめ等の使用を認める

2、酒税制度の沿革

西暦	和暦	項目
13世紀		酒麴売業者に課税したことが最初
1371年	応安4年	細川頼之洛中洛外の醸戸の酒壺数に銭を課す
1657年	明暦3年	幕府、初めて <u>酒株</u> を設定し、免許者に限り酒造を許す
1804年	文化元年	幕府、醸酒の冥加金を徴収する。
1869年	明治2年	酒造株鑑札冥加金 100石につき10両
1871年	明治4年	株を免許と改め、初めに10両、酒造税として生酒代金の5分
1875年	明治8年	酒造営業税：一期10円、酒精請売営業税：一期5円、醸造税：酒類代金の1割
1880年	明治13年	酒造免許税：一期30円、造石税引上げ：2円/石 <u>造石税：1円/石（清酒）</u>
1899年	明治32年	酒税が地租税を抜いて国税の第1位となる。国税全体の35.5%
	明治42年 ～大正6年	酒税が国税の第1位となる。
		頻繁に造石税率のアップ。1937年（昭和12年）に45円/石となる。
1940年	昭和15年	<u>税率は、造石税（清酒は70円/石）と庫出税の併用</u>
1943年	昭和18年	<u>級別（清酒は4段階 第1～4級）の設定</u>
1944年	昭和19年	<u>造石税は廃止して庫出税となる</u> 級別（清酒は3段階 第1～3級）に変更
1945年	昭和20年	級別（清酒は2段階 第1～2級）に変更
1949年	昭和24年	級別（清酒は3段階 特級、第1級、第2級）に変更
	昭和28年	級別（清酒は4段階 特級、第1級、準1級、第2級）に変更
1962年	昭和37年	級別（清酒は3段階 特級、1級、2級）に変更 <u>従価税の導入</u>
1989年	平成元年	<u>従価税、級別（特級酒）の廃止</u>
1992年	平成4年	<u>級別（一級酒）の廃止。この年で、完全に級別が廃止となった。</u>
2006年	平成18年	酒税率改正で現在に至る

以上